

凡例

1. この商標審査便覧は、その使用を容易にし、かつ今後の改訂、補充等を容易にするため、商標審査便覧分類表に示す分類を用いています。

なお、この分類は、特許・実用新案審査便覧に準じた分類分けがなされています。

すなわち、分類表に示すように、商標審査における実務上の手続の順序に即して分割した11個のグループを基本の骨格とし、そのグループをさらに10個に分割して、関係の深い事項をその事項の重要度、実務上の使用頻度などによって適宜配列分類することにより、合計110個の分類を構成しました。

なお、上記の分類によらないものは適宜配列してあります。

また、分類表中の表題のない欄は、将来の補充に備えたものですが、補充する事項を予想して空欄を設けたものではありません。

2. 分類標数について

00からA9に至る110個の2桁の数字を分類の基本標数とし、この基本標数は、それぞれ一つのまとまった事項を表示することとしました。

この基本標数に続く2桁の数字は、説明事項の掲載順序を示す標数であり、前後それぞれ2桁の数字の間に「.」を記して一個の分類標数を構成することとしました。

ただし、第3条、第4条及び第7条の2については、条文順の掲載とし、基本標数に続く3桁の数字のうち1桁目が項を、2桁及び3桁目が号数を表し、これに続く「.」2桁の数字が説明事項の掲載順序を示す標数で構成されています。

また、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標については、基本標数50番台を割り振り、基本標数に続く3桁の数字のうち1桁目は商標のタイプを表しています。具体的には、100を「全般」とし、200が動き商標、300がホログラム商標、400が色彩のみからなる商標、500が音商標、600が位置商標と商標のタイプごとに割り振っており、該当する説明事項のない商標のタイプについても割り振っています。これに続く「.」2桁の数字が説明事項の掲載順序を示す標数であることは変わりません。

3. 適用される出願の種類について

(1) 国際登録出願のみに適用する取扱い等は、例えば、A1.01のように基本標数A1からA9で始まる分類標数を付与してあります。

(2) 国際商標登録出願のみに適用する取扱い等は、例えば、13.71 のように 70 番台で始まる分類標数を付与してあります。

(3) 商標登録出願のみに適用し、国際商標登録出願には適用しない取扱い等の最終行には、「【備考】本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。」旨、記載してあります。

4. 目次において分類標数に括弧を付したものは、他に分類されている事項を援用するもの又は改訂等によって削除された項についてのもの若しくは訂正前の内容が他に移項されたものです。

内容を援用するものについてはその援用元を、また、内容が他に移項されたものについては、その移項先を「→分類標数」で示しています。

5. 目次及び本文中の「(→分類標数)」は、その箇所を参照せよとの表示であり、その事項に関する主な記載箇所であることを示しています。

なお、前述の括弧内の標数が基本標数の 2 桁のみで示されているものは、その基本標数の項全体を参照せよとの表示であることを表します。

6. 方式審査便覧等の他の便覧を参考文献として掲げる場合には、その該当箇所において括弧を用いて便覧名称及びその分類標数を表示してあります。

7. 法令等の略記表示について主なものは次の通りです。(例示)

商第○条	商標法第○条
商施法第○条	商標法施行法第○条
商施令(政令)第○条	商標法施行令第○条
商施規(省令)第○条	商標法施行規則第○条
商登令	商標登録令
商登施	商標登録令施行規則
特(実・意)第○条	特許(実用新案・意匠)法第○条 (この他の関連法令は商標関係の場合に準ずる)
特例法	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (同 上)
民訴第○条	民事訴訟法第○条
不競法第○条	不正競争防止法第○条
パリ条約	1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934

	年6月2日にロンドンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約
TRIPS 協定	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1C)
ニース協定	1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定
議定書	標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書
共通規則	標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則
基準	商標審査基準

法令名の略記がなく、単に条文数のみで記載されている場合は、原則として商標法の条文数を指しています。

15. 02

**優先権主張を伴う商標登録出願に関する
立体商標、動き商標、ホログラム商標、
色彩のみからなる商標、音商標、位置商標の
「商標の一致」の判断について**

優先権の基礎となる第一国出願又は優先権主張を伴う我が国への出願が立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標によるものである場合の「商標の一致」に関する判断は、優先権証明書に表示された下記1. の項目から特定される商標と願書に記載された下記2. の項目から特定される商標登録を受けようとする商標が一致するかにより判断するものとする。

1. 優先権証明書に表示された項目（例）

- ・ 商標
- ・ 立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標のいずれであるかの記載
- ・ 商標に関する説明

2. 願書に記載された項目及び添付された物件

- ・ 願書に記載した商標
- ・ 立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標のいずれであるかの記載
- ・ 商標の詳細な説明
- ・ 第5条第4項の「経済産業省令で定める物件」（音声ファイル）
- ・ 第5条第1項の「必要な書面」（願書に記載した立体商標を説明した書面）

20. 01

面接等の実施に関する取扱い

「面接ガイドライン【商標審査編】」参照。

25. 01

商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする際の手続について

＜商標法施行規則 様式第2 備考19＞

19 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、説明書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、引出線、文字その他のものにより、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載する。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第6項ただし書説明書」と記載する。ただし、「【商標の詳細な説明】」の欄に、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載した場合には、説明書に記載するには及ばない。

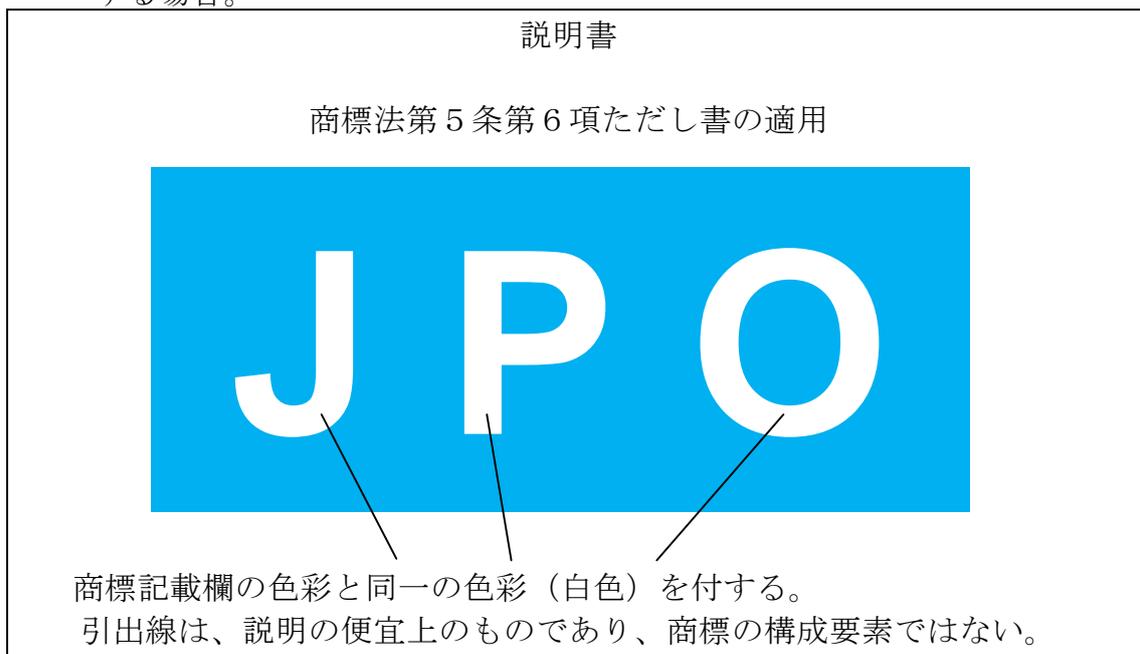
※下線、太字は、説明のための便宜上のものである。

商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする際の商標法施行規則 様式第2 備考19に基づく手続は、以下のとおりとする。

1. 「説明書」の記載について

商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨を記載した説明書の例は、以下のとおり。

(1) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「引出線」により記載する場合。



- (2) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「文字」により記載する場合。

説明書

商標法第5条第6項ただし書の適用

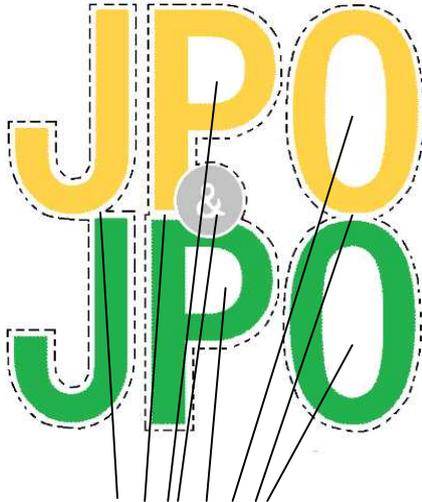


「JPO」、「ジェイピーオー」及び「じえいぴいおう」の文字は、
商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）を付する。

- (3) 商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を「破線及び引出線」により記載する場合。

説明書

商標法第5条第6項ただし書の適用



商標記載欄の色彩と同一の色彩（白色）を付する。
破線及び引出線は、説明の便宜上のものであり、商標の構成要素ではない。

2. 「商標の詳細な説明」の記載について

(1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標について

動き商標、ホログラム商標及び位置商標については、「商標の詳細な説明」に商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する範囲を文字により記載した場合には、説明書を提出することなく、商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けることができる。

(2) 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標については、「商標の詳細な説明」に、商標記載欄の色彩と同一の色彩についての色彩名、三原色(RGB)の配合率、色見本帳の番号等を記載して色彩を特定するものとする。

3. 国際商標登録出願において、商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨の記載があった場合は、その記載と商標登録を受けようとする商標に相違がない限り、商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けることができる。

25. 02

**商標を記載した部分でない箇所について
商標法第5条第6項ただし書の規定の
適用を主張している場合の取扱い**

1. 出願人に商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする意思のあることは認められるものの、商標を記載した部分でない箇所についてまでその適用を主張している場合は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

- (1) 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする旨を記載した説明書中、商標を記載した部分でない箇所からの引出線を削除する補正（即ち、同箇所について商標法第5条第6項ただし書による色彩の指定をしないこと）を指示する。
- (2) 前記補正指示の趣旨に反する補正（例えば、前記引出線の箇所を商標を記載した部分とするために実線・破線等を加筆したり、当該出願について商標法第5条第6項ただし書の規定の適用の主張を撤回する等）を内容とする手続補正書の提出があったときは、すべて当該出願の要旨を変更するものとして決定をもってその補正を却下する。

(説明)

商標法第5条第6項は、同法第2条第1項にいう「商標の定義」との関係において「色彩」が商標の構成要素（付随的要素）となったことから、商標登録を受けようとする商標を記載した部分に付された色彩の意味を明らかにするために設けられた規定である。

「商標を記載した部分」のうち商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分を商標の一部と考えるかは出願人の意思表示がなければ判らない。

そこで、出願人がその部分も商標の一部として考えている場合には、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を説明書に記載したときに限り、これを「商標の一部」として取り扱うというのが本項の趣旨である。

この趣旨からすれば、本項ただし書の規定の適用を受けうる部分は、そもそも「商標を記載した部分」でなければならないことは当然である。

別紙事案の問題箇所についてみると、当該箇所は商標登録を受けようとする商標のうち商標を記載した部分を除く部分と同じ色続きである点からみて、出願人の意図にかかわらず、商標を記載した部分とは判断し得ないものといわざるを得ないから、引出線ア及びイについて削除する補正を指示するものとする。

なお、商標を記載した部分でない箇所を商標の一部にすることとなる補正や

色彩の指定が確定している部分についてこれを解除するような補正は、出願時に確定している商標の構成（同一性）を変えることとなるものであるから認められない。

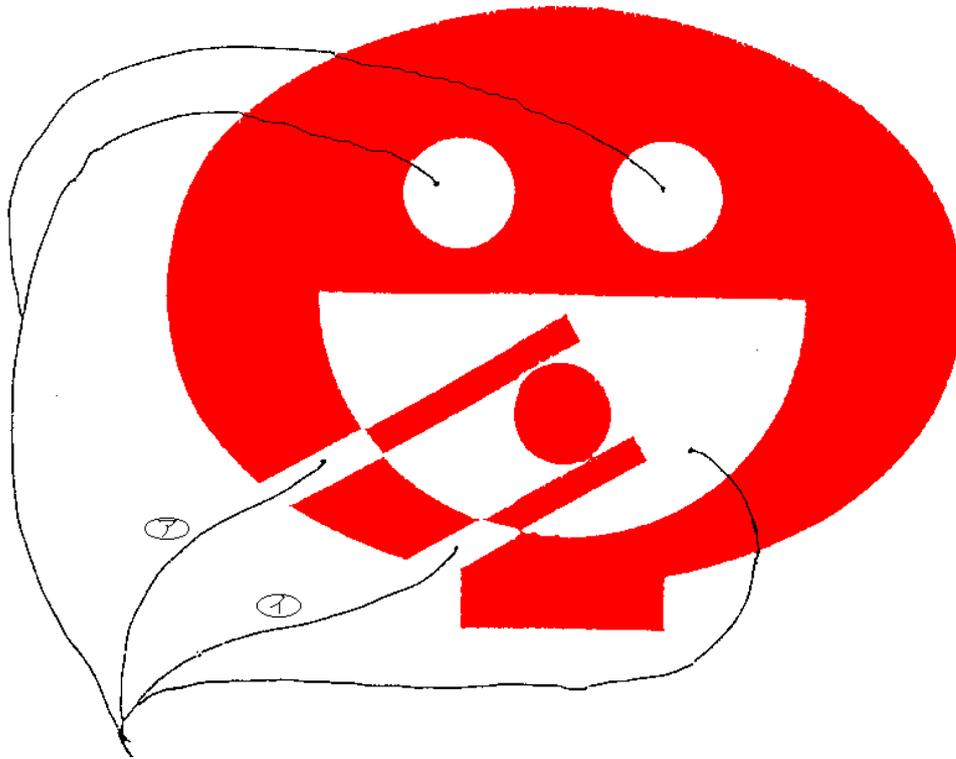
ところで、別紙事案について、

- ① 補正を指示することなく商標法第5条第6項ただし書の適用を認めて処理する。
- ② 補正を指示することなく商標法第5条第6項ただし書の適用をしないで処理する。

などの方法は、①については、いわば実体審査の対象となる商標そのものを特定しないまま（不明確な状態にしたまま）その権利化を図ることであり、当該商標権の権利範囲等につき将来に亘って問題を内包したままとなり、また、②については、商標を記載した部分のうちに色彩を付すべき範囲が明らかな箇所も存在していてその部分の色彩指定はすでに確定しているとみるべきであるから、その色彩の指定を解除するような扱いは出願の要旨を変更するものと判断されることからいずれも採用しがたい。

説明書

商標法第5条第6項ただし書の適用



商標記載欄の色彩と同一の色彩を付する

25. 71

**国際商標登録出願において
「標章音訳」、「標章の翻訳」又は「標章の記述」
の記載があった場合の取扱い**

1. 「標章音訳」又は「標章の翻訳」の記載がされている場合には、称呼又は観念の認定の参考資料の一つとして利用することがあるものとする。
なお、この場合には、我が国の需要者における認識の程度を考慮し、参考資料の一つとして利用するか否かを判断するものとする。

2. 「標章の記述」の記載がされている場合には、内容を確認し以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 「動き商標」、「ホログラム商標」、「位置商標」についての記載がされている場合は、商標審査基準 第4 第5条(商標登録出願) 8.(2) のとおりとする。

(2) 複数の商標を一つの出願としていることが明確に記載されている場合には、第6条第1項の一商標一出願の要件に違反するものとする。例えば、英国商標法におけるシリーズマーク制度は、複数の商標を一つの出願とすることが可能なものであるため、シリーズマークを基礎登録又は基礎出願としている国際商標登録出願は、これに該当するものとする。

(3) 立体商標の説明、商標に施されている色彩の組み合わせの説明等の商標の構成及び態様についての記載がされている場合は、必要に応じて審査の参考にするものとする。

(4) 権利不要求、連合商標等の我が国の現行制度にはない記載がされている場合は、その旨のものとしては取り扱わないものとする。

(注) 権利不要求に関する記載があった場合の留意点

一般的に、権利不要求は、その商標の自他商品・役務の識別力の乏しい部分等を指示して権利不要求としていることから、その出願を審査するに当たっては、商標の当該部分が指定商品又は指定役務との関係において識別力のない部分又は品質(質)の誤認を生じさせるおそれのある部分に該当する可能性があることに留意するものとする。

その他、権利不要求の例として、商標中に国旗を含む場合にも、その国旗の部分について権利不要求である旨記載がされている場合もある。その場合には、その商標の一部に国旗又は外国の国旗の図形を顕著に有するものと認められるときは、商標法第4条第1項第1号に該当するものとする。

25. 72

国際商標登録出願における色彩についての取扱い

1. 文字や図形等に色彩が付されている標章からなる商標について
 - (1) 色彩が付されている商標について保護を求めている国際商標登録出願の場合であって、色彩が付されていない商標（黒一色で記載されている商標）とその商標に色彩が付されている商標（黒一色で記載されている商標に色彩を付してなるもの）の2種類が記載されている場合は、我が国の国際商標登録出願において商標登録を受けようとする商標は、色彩が付されている商標とする。
 - (2) 国際商標登録出願における標章の記述（以下「標章の記述」という。）に色彩に関する記載がある場合には、審査の参考にすることができるものとする。
2. 色彩のみからなる商標について
色彩のみからなる商標については、商標審査基準 第4 第5条（商標登録出願）9. (1)のとおりとする。

27. 71

国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

1. 基本的な考え方

(1) 出願の種類の特定

国際商標登録出願において、collective mark（団体商標）、certification mark（証明商標）又は guarantee mark（保証商標）のいずれかの商標に該当する場合には、「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の一括表示がなされ、指定国に通報される。

このため、指定国では、この表示があった場合、上記のいずれの商標について保護を求めているのかが特定できず、出願人から提出された意見書・証明書等によりその種類を確認する必要がある。

(2) 我が国の制度との関係

① 我が国商標法では、団体商標及び地域団体商標が国際登録の「Collective mark」に該当する。

② 我が国商標法では、「商標」の定義に「証明」を規定していることから、団体商標、地域団体商標又は通常の商標のいずれにも「証明」が含まれ、それぞれ国際登録の「certification mark」に該当する。

* certification mark は、それぞれの種類の登録要件に従って登録の可否が判断される。

③ 我が国商標法では、「guarantee mark（保証商標）」についての規定を有していない。

2. 具体的な取扱い

(1) 国際商標登録出願に係る商標の構成が地域団体商標の保護の対象となる場合（商標法第7条の2第1項各号の要件を具備する場合）で、かつ、商標法第7条第3項に規定する証明書（商標法第7条第1項の法人であることを証する書面）並びに商標法第7条の2第4項に規定する証明書及び必要な書面の提出がない場合

地域団体商標、団体商標及び「guarantee mark（保証商標）」のいずれかにより保護を求めているのか不明であることから、次のように拒絶理由を通知する。

① 地域団体商標として保護を求めることについては、商標法第7条の2

第1項の要件を満たさない旨の拒絶の理由を通知する。なお、その際、商標法第7条の2第4項により提出を義務づけられた証明書及び書面がないこと以外の商標法第7条の2第1項の登録要件を具備していないときは、それぞれの要件についても通知する。

- ② 団体商標として保護を求めることについては、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。また、商標の構成が第3条第1項第3号等に該当することから、当該該当理由も通知する。
- ③ 「**guarantee mark** (保証商標)」として保護を求めることについては、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。

- (2) 国際商標登録出願に係る商標の構成が地域団体商標の保護の対象とならない場合（商標法第7条の2第1項の要件を具備しない場合）で、かつ、商標法第7条第3項に規定する証明書（商標法第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がない場合

団体商標又は「**guarantee mark** (保証商標)」のいずれかにより保護を求めているのか不明であることから、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。

- (3) なお、団体商標又は地域団体商標による保護に必要な証明書が提出され、団体商標又は地域団体商標のいずれかにより保護を求めていることが明らかでない場合は、当該商標として取り扱う。

一方、証明書が提出されないか又は不備の場合には、以下の①から⑤までのように取り扱うものとする。

- ① 第7条の2第4項に規定する主体要件についての証明書のみ提出された場合には、地域団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。

また、第7条の2第4項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類のみ提出された場合には、地域団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。

- ② 第7条第3項に規定する主体要件についての証明書のみ提出された場合には、団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。
- ③ 意見書（上申書）において、明示的に団体商標又は地域団体商標いずれかが選択されている場合には、上記①、②に関わらず、その意思表示により保護を求めたものと判断する。
- ④ 意見書（上申書）において、明示的に「**certification mark** (証明商標)」による保護を求めているが、地域団体商標（商標の構成態様が商標法第

7条の2第1項各号の要件を具備する場合に限る。)、団体商標又は通常の商標のいずれの保護を求めているか不明の場合には、いずれの保護を求めるのか出願人の意思表示を求めるとともに、地域団体商標又は団体商標としての保護を求める場合にはそれぞれ必要な証明書等の提出も求めるものとする。

- ⑤ 一定期間猶予（意見書等で提出準備中の言及がある場合）しても証明書等が完備しない場合には、再度の拒絶理由を通知せずに、拒絶の査定をするものとする。

なお、意見書（上申書）において意思表示した保護と提出している証明書等が合致しない場合にも、一定期間内にこれらが適切な状態にならなければ、拒絶の査定をするものとする。

- ⑥ 何らの応答もない場合は、いずれの保護を求めているか不明のまま、第3条第1項柱書、第3条第1項第3号（又は第6号）及び第7条の2第1項違背（他の拒絶理由があれば、当該他の拒絶理由も含めて）として拒絶の査定をするものとする。

(4) 前記(1)及び(2)の場合であって、上記以外の拒絶の理由がある場合は、当該拒絶理由も同時に通知する。

40.05

**セントラルアタックにより取り消された国際登録に基づく
商標権に係る商標を引用する拒絶理由の通知**

商標法第4条第1項第11号の適用において、引用商標が国際登録に基づく商標権の場合であって引用商標の商標権に係る国際登録が議定書第6条(4)の規定に基づき取り消されたものであるときは、商標法第68条の32の規定に基づく商標登録出願がなされる場合があることに留意して、その商標を引用する第4条第1項第11号の拒絶理由を通知するものとする。

(説明)

1. 議定書第6条(4)の規定(セントラルアタック)により日本国を指定する国際登録の対象であった商標が国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について国際登録が取り消されたときは、その国際登録の名義人であった者は、国際登録が取り消された日から3月以内に、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。ただし、商標登録出願をする者がその責めに帰することができない理由により国際登録が取り消された日から3月以内にその出願をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、2月)以内でのその期間の経過後6月以内にその出願をすることができる(第68条の32)。
2. したがって、第4条第1項第11号の適用において、引用商標が国際登録に基づく商標権の場合であって引用商標の商標権に係る国際登録が議定書第6条(4)の規定に基づき取り消されたものであるときは、第68条の32の規定に基づく商標登録出願の有無を確認した上で、審査を進めるものとする。

41. 200. 21

**色彩のみからなる商標の出願における
使用による識別力の立証方法について**

色彩のみからなる商標が使用により識別力を有するに至っているか否かを判断する上で、願書に記載した商標の色彩と使用による識別力を立証するために提出された証明書（以下「証明書」という。）における商標の色彩との同一性の判断については、以下のとおりとする。

色彩のみからなる商標が特定されるのは、商標審査基準第4（第5条）の7.(3)(イ)において、商標の詳細な説明に「色彩のみからなる商標を構成する色彩を特定するための色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組み合わせ方（色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等）等についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合」とされており、特にRGB等の表色系^{*}により表す場合には、願書に記載した商標と証明書の商標における表色系の数値は同一である必要がある。

したがって、そのみでは商標の色彩を正確に特定することが困難な雑誌、商品カタログ、店舗の看板の写真等を証明書とする場合には、それらに加えて、正確な商標の色彩（色相、明度、彩度等）を表色系や色見本帳により表した証明書の提出が必要である。例えば、商品カタログの場合、当該カタログを印刷発注した際の色彩の指定情報（例えば、RGB等の表色系の数値、色見本帳の番号）が記載された発注仕様書等が考えられる。

なお、上記により証明された表色系の数値が、願書に記載した商標における表色系の数値とは異なる場合には、その指定商品又は指定役務の取引業界における取引者、需要者が同一と認識し得ると判断できる場合にのみ、同一性を認定するものとする。

※表色系：一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系

42. 107. 03

暴力団に係る標章(代紋等)の取扱い

指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標からなる商標登録出願については、以下のとおり取り扱うものとする。

指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標に係る商標登録出願については、商標法第4条第1項第7号の規定を適用するものとする。

[説明]

1. 理由

平成4年3月1日から施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」(以下「暴対法」という。)の趣旨は、暴力団を反社会的集団として法的に位置付けたことにあり、その上で、特にある特定の暴力団について、暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれ大きいことを理由として指定することにより、暴力的不法行為等の禁止のための強力な法の網をかぶせることを目的としている。

そして、暴対法第3条に基づく指定を受けた暴力団(本取扱いにおいて「指定暴力団」という。)については、極めて悪質な反社会的集団であることが法律上認められたもので、そのため指定暴力団が自己を示すために用いる代紋等(本取扱いにおいて「標章(代紋等)」という。)の指定暴力団員による使用が制限されることとなる。これは、当該団体が自己を示すために用いる標章(代紋等)自体に反社会性、一般市民に与える威嚇効果等が付加されていることによるものと解される。

したがって、指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標について商標登録出願があった場合には、当該商標に付加された反社会性、一般市民に与える威嚇効果等の性質をもって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標(商標法第4条第1項第7号)に該当するものとし、すべて拒絶するものとする。

2. 拒絶要件の整理**(1) 標章(代紋等)の特定**

官報による「指定暴力団」の公示事項には、当該団体の名称は公示されるが、当該団体が自己を示すために用いる標章(代紋等)の公示がなされないことから、当該代紋の特定等に関し、必要に応じて警察庁からの正式な通知を求めることとし、当該通知に記載された標章(代紋等)をもって特定するものとする。

【注1】標章（代紋等）には、指定暴力団の名称もその対象として含まれる。

（2）商標登録出願人の相違

「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」は、出願人の属性とは切り離して判断されるため、全く無関係な第三者からの出願も同様に取り扱う必要がある。

したがって、商標登録出願人の相違（暴力団の関係者・関連企業等であるか、あるいは無関係の第三者であるか等）によって取扱いを異にする理由はない。

（3）指定商品（指定役務）の内容

本件の場合、商標に付加された反社会性、一般市民に与える威嚇効果等の性質をもって、当該商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標に該当すると解しているのであって、ある特定の指定商品（指定役務）について使用することが社会公共の利益等に反すると解しているわけではないから、指定商品（指定役務）の内容によって取扱いを異にする理由はない。

（4）標章(代紋等)の周知性の有無

商標法第4条第1項第7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当することを理由として拒絶する場合、指定暴力団が自己を示すために用いる標章（代紋等）であると所管当局が認定したものは、相当数の人に威嚇効果等を与えるものということができ、当該標章が周知であるか否かを審査する必要はない。

【注2】出願自体の防止を図るという観点から日本弁理士会あてにも同様の情報提供を行うこととする。

51. 200. 01

動き商標の願書への記載について

動き商標の願書への記載については、以下のとおりとする。

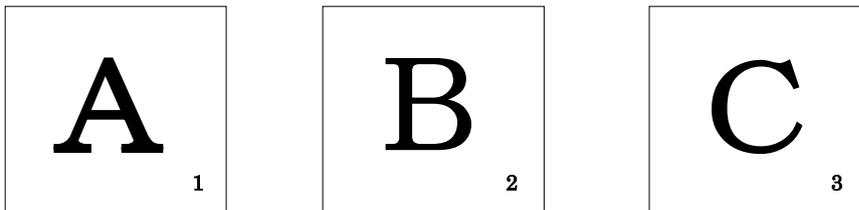
1. 願書に記載した商標について

動き商標における願書に記載した商標は、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示された一又は二以上の図又は写真であり、動き商標を構成するすべての標章及びすべての変化の態様を記載する必要があるものとする。

ただし、変化の過程におけるすべての瞬間をとらえて記載をする必要はなく、変化の態様の種類（色彩の変化、大きさの変化、見える角度の変化、位置の変化等）及び変化の過程における標章が確認できる記載をすれば足りるものとする。

(例1) 標章が別の標章に瞬間的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

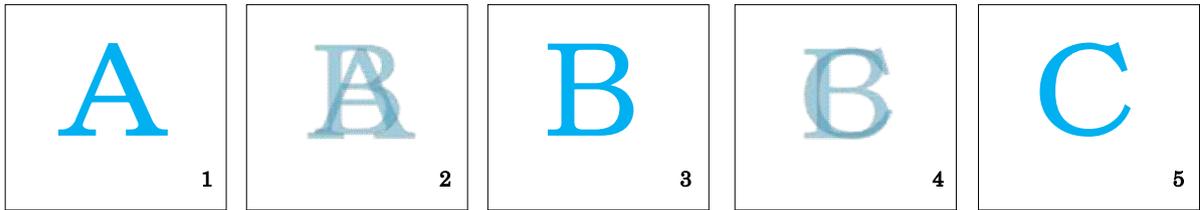
商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に「A」の文字が現れ、約 5 秒後にそれが「B」の文字に変化し、さらに約 5 秒後に「C」の文字に変化する。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 標章が別の標章に連続的に変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

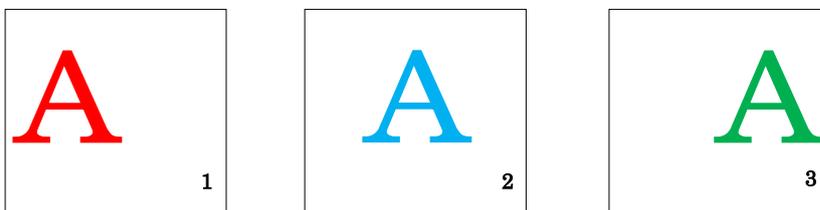
商標は、1 から 5 の順に変化していき、最初に「A」の文字が現れ、約 5 秒かけて徐々に「A」の文字が消えていくと共に「B」の文字が現れ、さらに約 5 秒かけて徐々に「B」の文字が消え「C」の文字が現れる。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例3) 標章が移動しながら瞬間的に色彩が変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

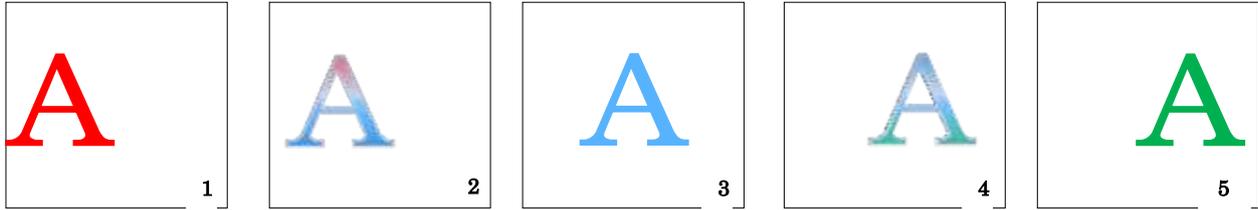
商標は、1 から 3 の順に変化していき、最初に赤色の「A」の文字が現れ、右方向へ移動していくと共に、5 秒おきに当該文字の色が青色、緑色へと変化する。

商標は、全体として約 15 秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例4) 標章が移動しながら連続的に色彩が変化する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。商標は、1から5の順に変化していき、最初に赤色の「A」の文字が現れ、右方向へ移動していくと共に、当該文字の下部から上部に向かって徐々に色が変化していき、約5秒かけて最初は青色、さらに約5秒かけて緑色に変化する。

商標は、全体として約15秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

2. 商標の詳細な説明の記載について

(1) 商標の詳細な説明における所要時間の記載について

動き商標は標章が時間の経過に伴って変化する商標であるため、変化に要する時間(所要時間)についての記載が必須となる。しかしながら、願書に記載した商標には所要時間について記載することができないため、商標の詳細な説明に記載する必要がある。

この商標の詳細な説明における所要時間の記載については、例えば、以下のとおりとする。

(イ) 動き商標を特定するものと認められる所要時間の記載の例

- ①全体として10秒間である。
- ②全体として約10秒間である。

(ロ) 動き商標を特定するものと認められない所要時間の記載の例

- ①全体として10秒間から15秒間である。
- ②全体として10秒間又は15秒間である。

[説明]

動き商標は、標章が変化する時間(所要時間)によって、需要者の受ける印象が変わり得るが、例えば、コンマ何秒の違いによって印象が変わることは少ないと考えられる。したがって、「約10秒間」のような記載は、動き商標を特定するための具体的かつ明確な記載であると認めることとする。

しかしながら、例えば、「10秒間から15秒間」のような幅をもたせた記載は、需要者の印象も変わることが考えられるため、動き商標を特定する

ための具体的かつ明確な記載であると認めないこととする。

(2) 色彩のみが変化する動き商標における商標の詳細な説明の記載について

動き商標は標章が時間の経過に伴って変化する商標であり、標章が色彩のみからなる場合も含まれる。こうした色彩のみから構成される動き商標における商標の詳細な説明は、その色彩について、色彩のみからなる商標において求められるのと同程度（色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方（色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等）等の具体的かつ明確な記載が必要であるものとする。

5 1 . 4 0 0 . 0 1

**色彩のみからなる商標のうち、
色彩の組合せからなるものの願書への記載について**

色彩のみからなる商標については、出願人の実際の使用態様に応じて、様々な構成及び態様で出願されるところ、その出願のうち色彩の組合せからなるもの（以下「色彩を組み合わせる商標」という。）については、その組合せの構成及び態様は多岐にわたるものである。

また、色彩を組み合わせる商標に係る商標の詳細な説明については、商標審査基準第4（第5条）の7.(3)(イ)において、色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号の他、色彩の組み合わせ方（色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等）等についての具体的かつ明確な説明の記載を必要としているところ、色彩の組合せの態様に応じた願書への記載については以下のとおり取り扱うこととする。

1. 色彩を直線的に組み合わせる場合（縦、横、斜め、これらの組合せ）

色彩を縦方向、横方向又は斜め方向に組み合わせる場合やこれらの組合せからなる場合、各色彩の割合は、商標全体に対する各色彩の幅の割合を百分率等で表すこととする。この場合、同一の色彩を間隔を空けて複数記載するときには、それぞれの割合を個別に記載することとする。

また、各色彩を斜め方向に組み合わせる場合、商標の詳細な説明において、構成中の全ての色彩について、どのような配置で構成されているのか、及び、組み合わせる角度（例えば、時計でいう「0時」の位置を「0°」とした場合の角度。例3の場合、「7.5°」となる。）を記載する。

(例1)



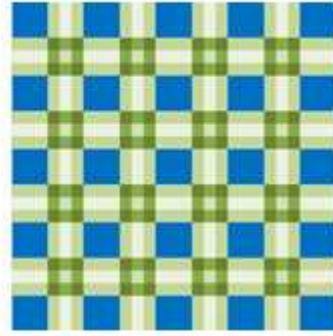
(例2)



(例 3)

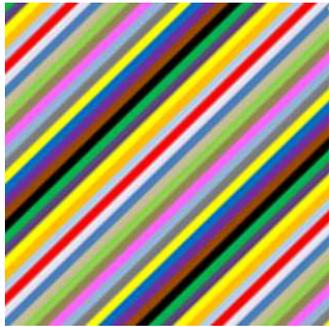


(例 4)



(商標の詳細な説明の記載例)

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

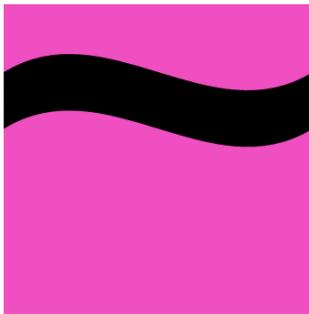
商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩を配置する角度は 45° であり、色彩の組合せは、左上から順に、緑色 (RGBの組合せ : R 0 , G255 , B 0)、紫色 (RGBの組合せ : R167 , G87 , B168)、黄色 (RGBの組合せ : R255 , G255 , B 0)、・・・を繰り返してなる。配色の割合は各色 5 パーセントである。

2. 色彩を曲線的に組み合わせる場合

色彩を曲線的に組み合わせる場合、各色彩の割合は、商標全体に対する各色彩の面積の割合を百分率等で表すこととする。この場合、同一の色彩を間隔を空けて複数記載するときには、それぞれの割合を個別に記載することとする。

(商標の詳細な説明の記載例)

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せは、上から順に、赤紫色（RGBの組合せ：R239, G79, B193）、黒色（RGBの組合せ：R0, G0, B0）、赤紫色（RGBの組合せ：R239, G79, B193）からなる。配色の割合は、上から順に、赤紫色が22パーセント、黒色が18パーセント、赤紫色が60パーセントである。

3. グラデーションの場合

グラデーションの場合、商標の詳細な説明において、グラデーションの種類※、開始色、途中色及び終了色を特定するための各色彩の色彩名、三原色（RGB）の配合率等を記載する。

※ グラデーションの種類

- ①線形グラデーション（縦(角度0°)、横(角度90°)、斜め)
- ②放射グラデーション（円、楕円）
- ③その他のグラデーション（組合せ等）

(商標の詳細な説明の記載例)

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

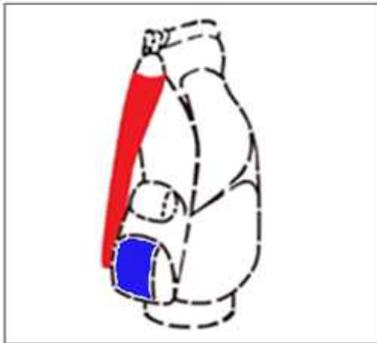
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、左上から右下（角度135°）に向かっていく線形グラデーションで表した色彩のみからなる商標である。色彩は、左上の赤色（RGBの組合せ：R252, G56, B65）から右下の青紫色（RGBの組合せ：R208, G203, B236）に向かってグラデーションで表している。

4. 商品等における位置を特定する場合

一の商品等における複数の位置にそれぞれ異なる色彩を付す場合、願書に記載した商標には、各色彩を付する位置が特定できるように記載し、商標の詳細な説明には、各色彩を付する位置、色彩を特定するための色彩名、三原色（RGB）の配合率等を記載する。なお、この場合、各色の割合を記載する必要は無い。

(商標の詳細な説明の記載例)

【商標登録を受けようとする商標】**【色彩のみからなる商標】****【商標の詳細な説明】**

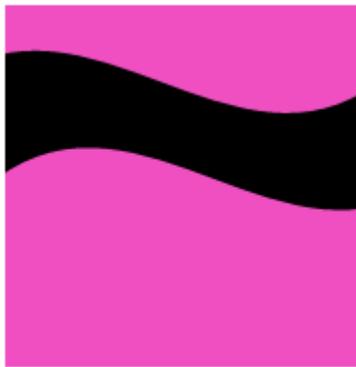
商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルト部分を赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）、ポケットの正面部分を青色（RGBの組合せ：R36, G26, B240）とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

5. 図形を認識させることが明らかな場合

色彩を組み合わせることによって、明らかに図形を認識させるもの（色彩を組み合わせているが連続反覆することが想定し得ないものを含む。）については、色彩のみからなる商標とは認めないこととする。

すなわち、商標審査基準第1（第3条第1項）の10.(1)において、願書に記載した商標が特定の文字等を認識させることが明らかな場合には、色彩のみからなる商標と認められない旨記載されており、当該記載は願書に記載した商標が図形を認識させる場合も含むものと考えられるからである。

(例1)



(例2)



(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- 「第3条第1項柱書」の審査基準
- 「第5条（商標登録出願）」の審査基準

5 1 . 4 0 0 . 0 2

**色彩のみからなる商標の出願における
「金色」等の色彩に関する取扱い**

色彩のみからなる商標の出願において、金色、銀色等のメタリックカラー及びパールカラー並びにこれらに準ずる色彩（以下「金色等」という。）については、商標の詳細な説明に一般的に使用される色見本帳の番号等を記載することによりその色彩が特定されている場合に限り、認めることとする。

（説明）

金色等をRGB等の表色系^{*}で表す場合、各色彩の割合を調整しグラデーションを用いて輝き具合等を表現することにより金色等の色彩に見えるように商標を作成することは、技術的には可能である。

しかしながら、その商標に表された色彩は色彩としての金色等ではなく、あくまでも金色等に「見える」というだけである。

（参考：グラデーションにより金色の色彩を表した例）



金色等は、単なる色彩だけではなく、光沢や質感を含んだ概念であり、金属等の光沢は、金属等の内部の自由電子と外部から入射した光子とが相互作用して発生するものであることから、RGB等の表色系では正確には表現することができない。

しかしながら、一般的に使用される色見本帳により定義されている場合、そのコードや番号等により、金色等の色彩を特定することは可能であることから、金色等の色彩については、色見本帳のコード等により指定する場合に限り、色彩のみからなる商標として認めることとする。その場合、RGB等の表色系による記載は不要とする。

※表色系：一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系

5 1 . 4 0 0 . 0 3

色彩のみからなる商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

色彩のみからなる商標の出願において、願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 商品等における位置を特定する記載が複数ある場合

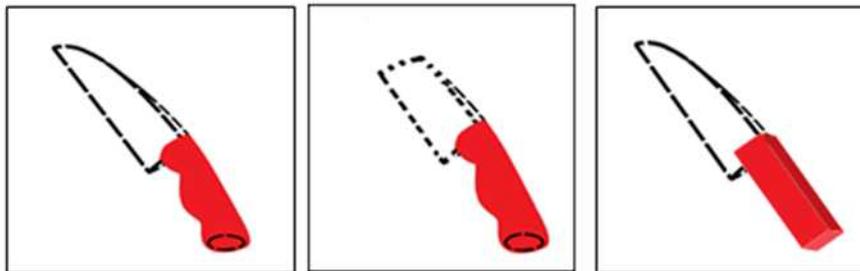
商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標においては、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等は、指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）のうちの一部の商品又は役務である場合が多いと考えられる。

しかしながら、登録商標の専用権の範囲は、あくまでも指定商品等の範囲である（同法第25条）ことから、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等の形状は、その指定商品等における使用態様のうちの一例として取り扱うこととする。

したがって、商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標の出願において、願書に記載した商標が複数枚提出された場合には、それぞれの記載において下記（1）ないし（3）を全て満たす場合には、同法第3条第1項柱書及び第6条第1項の規定（一商標一出願）に違反しないものとして取り扱う。

- （1）商品等が指定商品等に含まれていること
- （2）色彩又は色彩の組合せが同一であること
- （3）商品等における位置が同一であること

（例）



2. 商品等における位置を特定する記載及び色彩のみの記載の両方がなされている場合

商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標に係る専用権は、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明により特定された商品等における位置の範囲に限られると考えられる。一方、商品等における位置を特定しな

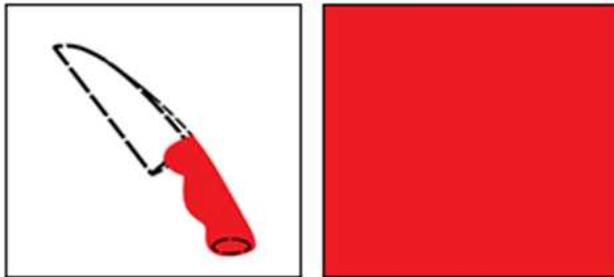
い色彩のみからなる商標の専用権は、商品等における位置に関わらないものである。

このように、願書への記載の仕方により、専用権の範囲は異なり得ると考えられるため、願書に商品等における位置を特定する色彩のみからなる商標の記載及び色彩のみの記載の両方がなされており、かつ、商標の詳細な説明において、当該色彩のみの記載についての説明がなされていない場合には、二件の色彩のみからなる商標が記載されているものと考えられ、また、色彩のみからなる商標の構成及び態様も特定されていないため、同法第3条第1項柱書、第5条第5項及び第6条第1項の規定（一商標一出願）に違反するものとして取り扱う。

ただし、商標の詳細な説明において、「色彩のみの記載は当該色彩を明示したものである」旨の記載がされている場合には、位置を特定した色彩のみからなる商標であることが明らかたため、この限りでない。

(商標の詳細な説明の記載例)

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分赤色（RGBの組合せ：R255，G0，B0）とする構成からなる。

なお、色彩のみの記載は、当該色彩を明示したものである。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

51. 400. 04

**色彩のみからなる商標の出願における
色見本帳についての取扱い**

色彩のみからなる商標の出願において、商標の詳細な説明に色見本帳の番号を記載する場合には、指定商品又は指定役務の属する取引業界において一般的に使用される色見本帳のみ認めることとする。

(説明)

色彩のみからなる商標の出願における色彩の特定にあたっては、商標の詳細な説明に表色系[※]による記載をするほか、色見本帳のコードや番号等による記載をすることも可能である。

しかしながら、商標の詳細な説明の記載は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならず、第三者が見た場合にいかなる色彩であるかが明らかになっている必要があるため、特定の者が独自に作成し、専ら自己の商品又は役務に使用するような色見本帳は適当ではなく、指定商品又は指定役務の属する取引業界において一般的に使用される色見本帳である必要がある。

※表色系：一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系

51.400.05

色彩のみからなる商標及び位置商標において、 特定された位置が存在しない商品等に関する取扱い

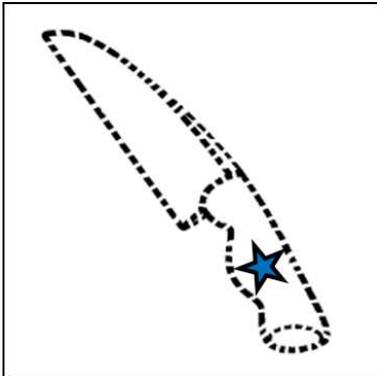
商品等における位置を特定した色彩のみからなる商標及び位置商標における、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明において位置を特定するために記載された商品等は、指定商品等における使用態様のうちの一例を表したものとして取り扱うこととなる。

したがって、その指定商品等は、使用態様のうちの一例として特定された商品等における位置において、標章を使用し得るものに限定されなければならない。

すなわち、特定された位置が存在しないと認められる商品等が指定されている場合には、商標法第3条第1項柱書における「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」に該当しないものとして取り扱う。

(例)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の左側面に付された星形の図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品】第8類「はさみ類，包丁類，刀剣，すみつぼ類」

〔説明〕

上記例の場合、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明において特定された位置は「柄の中央部分の左側面」であるところ、指定商品中「はさみ類、すみつぼ類」については、当該位置が存在しない商品と考えられることから、これらの商品については、商標法第3条第1項柱書に違反することとなる。

51. 500. 01

音商標の願書への記載について

音商標の願書への記載については、以下のとおりとする。

1. 音高のない打楽器のみを用いる場合の願書に記載した商標について

音商標の演奏楽器として音高のない打楽器のみを用いる場合には、通常の五線譜で記載することは不可能であり、また、楽器をたたくタイミング等を文字で記載するのは困難である。そこで、演奏楽器として音高のない打楽器のみを使用している場合にかぎり、五線譜中の一線を用いて一線譜として記載ができるものとする。

例 音高のない打楽器で演奏された音商標

【商標登録を受けようとする商標】



【音商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は音商標であり、音高のない打楽器であるタンバリンを使用して演奏している。

商標は、五線譜中の第三線を一線譜として使用して記載しているものである。

2. テンポが記載されていない場合における補正の取扱いについて

願書に記載した商標が五線譜により記載されている場合、音を特定するために①音符、②音部記号、③テンポ、④拍子記号、⑤言語的要素（歌詞等が含まれるとき）が記載されていなければならないが、③テンポについて記載されていない場合にかぎり、テンポを商標の詳細な説明に追記する補正は、要旨の変更ではないものとし、認めることとする。

51. 600. 01

位置商標の願書への記載について

位置商標の願書における商標の詳細な説明の記載については、以下のとおりとする。

商標の詳細な説明の記載は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならないため、商品等における標章を付する位置についての具体的かつ明確な記載が必要である。一方、願書に記載した商標における商品等の記載は一例であり、また、実際に商標を使用する場合には、商品の形状等に応じて標章を付する位置が若干変わることもあり得る。

そこで、商標の詳細な説明において、商品等における標章を付する位置についてなされた記載が、標章の大きさ、標章を付する商品等、取引の実情等を総合的に考慮した上で、願書に記載した商標から合理的に解釈し得る位置の範囲に含まれていれば、標章を付する位置は特定されたものとする。

なお、標章を付する商品等とは、当該商品の種類、大きさ及び形状等、当該商品等の部位の大きさ及び形状等のことをいい、取引の実情等とは、当該商品等の取引業界における需要者の認識（例えば、シャツにおける標章を付する位置についての需要者の注意力）等のことをいう。

(例1)位置を特定していると認められる商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖の袖口部分の周縁に付された2本の黒色の図形からなるものである。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 位置を特定していると認められない商標の詳細な説明の記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、長袖シャツの左袖周縁に付された2本の黒色の図形からなるものである。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

51. 600. 02

位置商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

位置商標の出願において、願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 商品等における位置を特定する記載が複数ある場合

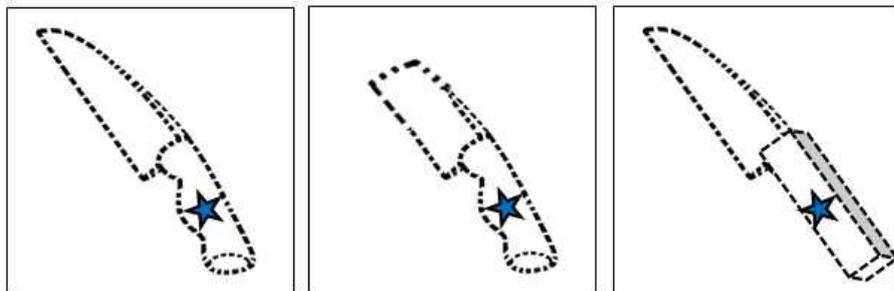
位置商標においては、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等は、指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）のうちの一部の商品又は役務である場合が多いと考えられる。

しかしながら、登録商標の専用権の範囲は、あくまでも指定商品等の範囲である（商標法第25条）ことから、願書に記載した商標中、位置を特定するための商品等の記載は、その指定商品等における使用態様のうちの一例として取り扱うこととする。

したがって、位置商標の出願において、願書に記載した商標として商品等における位置を特定する記載が複数枚提出された場合には、それぞれの記載において下記（1）ないし（3）を全て満たす場合には、同法第3条第1項柱書及び第6条第1項の規定（一商標一出願）に違反しないものとして取り扱う。

- （1）商品等が指定商品等に含まれていること
- （2）標章が同一であること
- （3）商品等における位置が同一であること

（例）



2. 商品等における位置を特定する記載及び位置に付される標章のみの記載の両方の記載がされている場合

位置商標に係る専用権は、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明により特定された商品等における位置の範囲に限られると考えられる。一方、位置を構成する標章である文字や図形等を、文字商標や図形商標等として

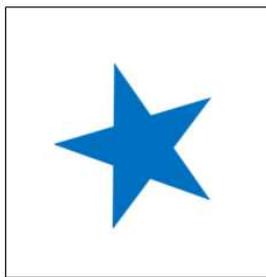
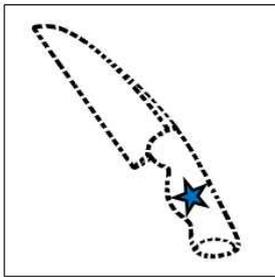
出願をした場合の専用権は、商品等における位置に関わらないものである。

このように、願書への記載の仕方により、専用権の範囲は異なり得ると考えられるため、願書に商品等における位置を特定する位置商標の記載及びその位置に付される標章のみの記載の両方がなされており、かつ、商標の詳細な説明において、当該位置に付される標章のみの記載についての説明がなされていない場合には、位置商標と図形商標の二件の商標が記載されているものと考えられることから、位置商標であるとも認められず、その構成及び態様も特定されていないため、同法第3条第1項柱書、第5条第5項及び第6条第1項の規定（一商標一出願）に違反するものとして取り扱う。

ただし、商標の詳細な説明において、「標章のみの記載は当該位置に付される標章を明示したものである」旨の記載がされている場合には、位置商標であることが明らかたため、この限りでない。

(商標の詳細な説明の記載例)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の左側面に付された星形の図形からなる。なお、星形の図形のみの記載は、当該位置に付される標章を明示したものである。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(参考) 一枚の図により商品等における複数の位置が記載されている場合
一の商品等における複数の位置にそれぞれ異なる標章を付す場合、全体として一件の商標としてみられることから、商標法第6条第1項の規定(一商標一出願)に違反しないものとして取り扱う。

(例)



A 2. 0 7

**国際登録出願に係る標章の記述についての取扱い
(商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明を除く)**

1. 基礎登録又は基礎出願に係る願書に商標についての記述がある場合であつて、国際登録出願にもその記述を含めるときは、それと同一の内容が国際登録出願の願書(MM2)第9欄(e)「Description of the mark (where applicable)」(標章の記述(該当するとき)) (以下「標章の記述欄」という。)に記載されていないなければならない。

例えば、基礎登録又は基礎出願に係る願書に、商標について商標法第5条第6項(※)ただし書きの適用を受けようとする旨を記載した説明書の提出がされている場合には、その内容が標章の記述欄に文章をもって記載されていないなければならない。

【記載例】 商標記載欄が白色の場合
「商標中××××の部分は、白色である。」と記載する。

(※) 平成8年改正前の商標法に基づく出願に係る登録又は出願は第5条第3項となり、平成26年改正前の商標法に基づく出願に係る登録又は出願は第5条第4項となる。以下同じ。

2. 基礎登録又は基礎出願における次のような事項は、標章の記述欄に記載することはできない。
- ・第3条第2項の規定が適用されていること
 - ・商標採択の趣旨についての説明
 - ・分割又は変更出願に係る商標であること
 - ・早期審査案件とされた出願又はその申請のある出願に係る商標であること
- なお、基礎登録又は基礎出願において立体商標の説明がされている場合又は商標の構成態様についての説明がされている場合は、原則として、標章の記述欄に記載する必要はないが、記載がされているときは、その記載の内容が同一であることの確認を行うこととする。
3. 標章の記述欄の記載は、本国官庁が基礎登録又は基礎出願における記載と同一の内容となっていることについての証明をしなければならぬため、本国官庁はその同一性を確認し、同一とは認められないときは、出願人に対し訂正した願書に差し替えることを促すこととする。

[説明]

- (1) 標章の記述欄に記載がある場合には、基礎登録又は基礎出願に記載されている商標についての記載と同一の内容が国際登録出願の願書にも記載されていなければならない。

例えば、基礎登録又は基礎出願において第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、願書に添付した説明書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、引出線、文字その他のものにより、色彩を付すべき範囲を明らかにして商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を記載することとなっている。

しかし、標章の記述欄は“国際登録出願の言語「words」”で記載することとなっていることから、基礎登録又は基礎出願に係る願書に「商標法第5条第6項ただし書の適用」についての説明があったときは、商標記載欄と同一の色彩を付してある範囲及びその色彩（商標記載欄と同一の色彩）を文章によって簡潔明瞭に記載する必要がある。

記載例としては、商標記載欄が「白色」の場合には、「商標中××××の部分、白色である。」（英語で記載）の様に記載するのが適当である。

なお、第5条第6項ただし書きの規定に基づく説明は、商標の構成要素に関わる記述であることから、願書第8欄「COLOR(S)CLAIMED」（色彩に係る主張）に記載するよりも、標章の記述欄に記載するのが適切である。

- (2) 標章の記述欄には、

i) 願書の様式に提示されている種類やカテゴリー（立体商標、団体・証明・保証商標、標準文字）は含まない

ii) 商標の使用又は著名性に関する陳述のような記述は含まない
となっているので、例えば、基礎登録又は基礎出願における上記i)及びii)のような事項並びに下記①ないし④のような事項については、標章の記述欄に記載できないものとする。

- ① 第3条第2項の規定が適用され使用による識別性が認められた登録商標、又は第3条第2項の規定が適用されるべきである旨を主張している出願における商標であること
- ② 商標採択の趣旨についての説明
- ③ 分割又は変更出願に係る商標であること
- ④ 早期審査案件とされた出願又はその申請のある出願に係る商標であること

なお、標章の記述欄には、基礎登録又は基礎出願において記載されている事項であって、商標の構成態様に関する事項又は商標の権利に直接関わる事項（願書の他の欄に記載することとなっている事項を除く。）について記載するものと解されることから、

- i) 立体商標の説明がされている場合
- ii) 商標の構成態様についての説明がされている場合

は、原則として、標章の記述欄に記載する必要はないが、記載されていたとしても欠陥あるものとはせず、その記載の同一についての確認を行い、同一と認められるときは、当該記載を認めることとする。

この取扱いは、立体商標の説明が、登録を受けようとする商標を直接的に説明しているものではなく、当該立体商標の構成態様を理解する上で参考となる説明であり、必ずしも必要なものとは解されないものであるが、指定国官庁がその説明を求めることがないとはいえないので出願人の判断において記載を認めることとするものである。

また、商標の構成態様については、願書以外の説明書、意見書等に説明がされている場合も想定され、その場合も立体商標の説明と同様に取り扱うこととする。

【備考】

＜明治４２年又は大正１０年商標法に基づく着色限定されている登録商標を基礎とする場合の標章の記述欄の記載について＞

着色限定についての記載がある登録について、その色彩についての記載が願書第８欄に加え、標章の記述欄にも記載されていた場合は、前記（２）のなお書きと同様に取り扱うこととする。

＜防護標章について＞

商標法上、防護標章登録又は防護標章登録出願を基礎として国際登録出願ができることとなっているが、その旨の記載がなくても標章の記述欄についての同一は認めることとする。

これは、次の理由による。つまり、防護標章制度は、その保護を求める商品又は役務についてその標章を使用することとなっていないことから、基礎登録又は基礎出願が防護標章であった場合、指定国によっては防護標章であることをもって、使用する商標についての国際登録とは認められず、その保護が認められない場合もあり得ることから、上記のとおり取扱うこととする。

- (3) 本国官庁は、確認の結果、記載すべき事項が欠落しているとき又は同一の記載とは認められないときは、出願人に対し同一の記載となるように願書を差し替えるよう促すこととする。

A 2. 0 8

国際登録出願に係る標章の記述及び色彩に係る主張についての取扱い（商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明について）

1. 動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標を基礎登録又は基礎出願として国際登録出願を行う場合は、原則として、商標の詳細な説明（音商標については記載がある場合のみ）と同一の内容が国際登録出願の願書（MM2）第9欄(e)「Description of the mark (where applicable)」(標章の記述(該当するとき))（以下「標章の記述欄」という。）に記載されていないなければならない。

ただし、色彩のみからなる商標について、商標登録の査定がなされた商標を基礎とする国際登録出願については、その基礎出願又は基礎登録は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則第9規則(5)(d)(V)に言及された「標章の識別性ある特徴として色彩が主張されているとき」に該当することから、原則として、国際登録出願の願書（MM2）第8欄の「COLOR(S)CLAIMED（色彩に係る主張）」（以下「色彩に係る主張欄」という。）に記載されていないなければならない。
2. 基礎登録又は基礎出願における次のような事項は、標章の記述欄に記載することはできない。
 - ・第3条第2項の規定が適用されていること
 - ・商標採択の趣旨についての説明
 - ・分割又は変更出願に係る商標であること
 - ・早期審査案件とされた出願又はその申請のある出願に係る商標であること
3. 標章の記述欄及び色彩に係る主張欄の記載は、本国官庁が基礎登録又は基礎出願における記載との同一の内容となっていることについての証明をしなければならないため、本国官庁はその同一性を確認し、同一とは認められないときは、出願人に対し訂正した願書に差し替えることを促すこととする。